

栃木県労働委員会年報

令和 3（2021）年版



栃木県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の運営

1 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 会議等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第2章 労働組合の資格審査

1 労働組合の資格審査概要・・・・・・・・	7
-----------------------	---

第3章 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為事件の審査概要・・・・・・・・	8
2 不当労働行為事件審査の経過・・・・・・・・	11

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律

の規定による認定告示・・・・・・・・	13
--------------------	----

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集团的労使紛争）の概要・・・・・・・・	14
2 個別労働関係紛争事件の概要・・・・・・・・	18
3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査・・・・・・・・	22

第6章 労働相談

1 労働相談・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2 労働相談会・・・・・・・・・・・・・・・・	25

第1章 労働委員会の運営

1 組 織

(1) 委 員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている。

委員の任期は、2年とされている。令和3年12月31日現在の栃木県労働委員会委員は次のとおりである。

第45期 栃木県労働委員会委員（任期：令和3年7月26日～令和5年7月25日）

（公益委員）

氏 名	現 職	就 任
会長 白 井 裕 己	弁護士	平11. 7
会長代理 橋 本 賢二郎	弁護士	平28. 10
川 上 丈	(栃木県会計局長)	令元. 7
堀 眞由美	中央大学国際経営学部教授	平30. 5
杉 田 明 子	弁護士	平27. 7

（労働者委員）

氏 名	現 職	就 任
小 松 清	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事	平27. 7
桂 恵 子	日本労働組合総連合会栃木県連合会アドバイザー	平29. 7
松 本 敏 之	一般社団法人栃木県地方自治研究センター常務理事	令元. 7
鈴 木 正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	平29. 7
吉 成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	平27. 7

（使用者委員）

氏 名	現 職	就 任
石 塚 洋 史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	平17. 7
川 上 裕	藤井産業株式会社取締役相談役	平27. 1
糸 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社常務取締役	令元. 7
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長	令3. 7
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長	令3. 7

(2) あっせん員候補者

令和3年12月31日現在のあっせん員候補者は次のとおりであり、現委員15人（第45期委員）、事務局職員3人の計18人である。

氏 名	職 業	関 歴	委 嘱
白 井 裕 己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平11. 7
橋 本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28. 11
堀 眞由美	中央大学国際経営学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学経営学部教授兼大学院 経営学研究科教授	平30. 6
川 上 丈	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県会計局長	令元. 7
杉 田 明 子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平27. 7
小 松 清	情報産業労働組合連合会栃木県協議 会特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	栃木県労働者福祉協議会事務局 長	平27. 7
桂 恵 子	日本労働組合総連合会栃木県連合会 アドバイザー 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会特別副 議長	平29. 7
松 本 敏 之	一般社団法人栃木県地方自治研究セ ンター常務理事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全日本自治団体労働組合栃木県 本部執行委員長	令元. 7
鈴 木 正	日本労働組合総連合会栃木県連合会 副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	J AM北関東副書記長	平29. 7
吉 成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会 会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	平27. 7
石 塚 洋 史	一般社団法人栃木県経営者協会専務 理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行矢板支店長兼 塩谷支店長	平17. 7
川 上 裕	藤井産業株式会社取締役相談役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	藤井産業株式会社専務取締役 管理部門統括	平27. 2
条 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社常務取 締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式会社取 締役人事部長	令元. 7
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本 部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取締役総 務部長	令3. 7
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島事務所 社員	令3. 7
渡 邊 慶	栃木県労働委員会事務局長	栃木県会計局参事兼会計管理課 長	令3. 4
手 塚 隆 之	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長	栃木県総合政策部総合政策課秘 書室長	令2. 4
小 林 理 人	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長補佐（総括）	県民生活部くらし安心安全課長 補佐（生活・交通安全担当）	令2. 4

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 副主幹(2) — 主査(1) — 主任(1) — 主事(3)
(総括) (審査調整担当)

2 会議等の開催状況

(1) 総 会

回別	期 日	主 な 議 題
1469	3. 1. 7	(報告事項) 1 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第2号事件 (2) 令和2年(個)第3号事件 (3) 令和2年(個)第4号事件
1470	3. 2. 4	(報告事項) 1 第687回公益委員会議の結果報告 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第3号事件 (2) 令和2年(個)第4号事件 3 令和3(2021)年度労働委員会関係予算について 4 労働委員会規則の一部改正について
1471	3. 3. 4	(報告事項) 1 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和2年(個)第3号あっせん 2 行政手続における押印の原則廃止に係る労働委員会の対応について
1472	3. 4. 8	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 2 争議調整関係 (1) 令和3年第1号あっせん 3 公文書非開示決定に対する審査請求に係る裁決について 4 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における協議事項について
1473	3. 5. 13	(報告事項) 1 争議調整関係 (1) 令和3年第1号あっせん 2 労働委員会規則の一部改正について 3 在り方検討小委員会後の検討について
1474	2. 6. 3	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 2 争議調整関係 (1) 令和3年第1号あっせん 3 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について

1475	3. 7. 1	(報告事項) 1 第 688 回公益委員会議の結果報告 2 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和 3 年栃労委(不)第 1 号事件 3 争議調整関係 (1) 令和 3 年第 1 号あっせん 4 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和 3 年(個)第 1 号あっせん 5 第 85 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について 6 「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施計画について
1476	3. 7. 26	(報告事項) 1 会長及び会長代理の選挙について 2 総会議事録承認の方法について 3 あっせん員候補者の委嘱について
1477	3. 8. 5	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和 3 年栃労委(不)第 1 号事件 2 争議調整関係 (1) 令和 3 年第 1 号あっせん 3 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和 3 年(個)第 1 号あっせん 4 労働委員会在り方ビジョン小委員会設置要綱(案)について
1478	3. 9. 9	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和 3 年栃労委(不)第 1 号事件 2 争議調整関係 (1) 令和 3 年第 1 号あっせん 3 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和 3 年(個)第 1 号あっせん
1479	3. 10. 7	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和 3 年栃労委(不)第 1 号事件 2 争議調整関係 (1) 令和 3 年第 1 号あっせん 3 第 147 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について
1480	3. 11. 4	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和 3 年栃労委(不)第 1 号事件 2 労働相談会の結果報告 3 労働相談のオンライン対応について 4 令和 4 (2022) 年度に向けた課題と対応方向について

1481	3.12.9	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和3年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和3年(個)第2号あっせん 3 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
------	--------	---

(2) 公益委員会議

通算回数	開催年月日	議 題
687	3.2.4	(審議事項) ・栃労委平成30年(不)第1号事件の初審命令に係る裁判所への不履行の通知について
688	3.6.3	(審議事項) ・労働委員会委員推薦のための資格審査について

(3) 各種連絡会議等(委員関係のみ)

ア 第76回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和3年11月18日～19日

場 所 (WEB開催)

講 演 「雇用類似の働き方と労使関係」(講師:元中央労働委員会会長代理 鎌田 耕一 氏)

議題1 労働委員会における口外禁止条項の取り扱いについて

(九州ブロック公労使提案)

議題2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について

(北海道・東北ブロック公労使提案)

議題3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について

(中部ブロック公労使提案)

イ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(ア) 第146回

期 日 令和3年5月18日

場 所 (書面およびWEB開催)

議題1 「労働争議の調整事件及び個別的労使紛争のあっせん事件において被申請者から参加不応諾の意思が示された場合の対応について」

(茨城県労働委員会提案)

議題2 「労働局における個別労働関係紛争処理制度の概要及び労働委員会との連携に関する現状と課題」

(静岡県労働委員会提案)

協議事項 「関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について」

(神奈川県労働委員会提案)

(イ) 第147回

期 日 令和3年9月14日

場 所 (書面およびWEB開催)

議題1 「不誠実団交と継続する行為について」 (長野県労働委員会提案)

議題2 「パワーハラスメント防止対策の法制化における労働委員会の役割について」
(茨城県労働委員会提案)

ウ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ中止)

(4) 委員研究会(本県委員の資質向上のための取組)

講演会

期 日 令和3年2月4日

場 所 栃木県庁北別館会議室402

演 題 「コロナ危機と労働法」

講 師 東京大学社会科学研究所教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

期 日 令和3年11月4日

場 所 労働委員会会議室

演 題 「労働局における個別労使間の紛争解決援助制度について」

講 師 厚生労働省栃木労働局雇用環境・均等室労働紛争調整官 齋藤 繭子 氏

(5) 労働相談会(個別労働関係紛争処理制度周知月間における活動)

期 日 令和3年10月29日、30日

場 所 オリオンACぷらざ(宇都宮市)

3 広報・啓発活動

(1) 労働相談会の周知活動

ア チラシ配布

イ 新聞、フリーペーパー、タウン情報誌、市広報誌に広告掲載

ウ 県政テレビ番組、ラジオ番組で周知

エ 県メールマガジン記事掲載

オ 県ツイッターで情報発信

(2) 個別労働関係紛争処理制度周知月間(10月)での周知・広報

ア 路線バスの車体前面のフロントグリル幕掲出(令和3年9月24日～1ヶ月間)

イ ポスター掲示(令和3年9月15日～1ヶ月間)

ウ 県政ラジオ番組(AM)「県政ナビ」に出演(9月25日放送)

エ 県立図書館との連携事業として関連図書の展示(令和3年9月25日～10月27日)

第2章 労働組合の資格審査

1 労働組合の資格審査概要

本年の取扱件数は、新規係属3件であった。

これを係属事由別にみると、不当労働行為救済申立に係るものが2件、労働者委員推薦に係るものが1件であった。

このうち1件は本年中に終結し、2件が次年繰越となった。

(1) 資格審査状況

番 号	組合員数	係 属 事 由	係属年月日	終結年月日	終 結 状 況	処 理 日 数
592	224	労働者委員推薦	3. 5. 10	3. 6. 3	適合	25
593	70	不当労働行為救済申立	3. 6. 16	係属中	-	-
594	70	不当労働行為救済申立	3. 11. 24	係属中	-	-

(2) 年次別労働組合資格審査件数調（過去10年）

区分 年次	県内の労組法適用		前 年 繰 越	新 規 係 属	計	新規係属事由別件数				取 下 ・ 打 切	審査結果		終 結 件 数	補 正 勧 告	未 終 結 繰 越
	組 合 数	組 合 員 数				委 員 推 薦	救 済 申 立	法 人 登 記	そ の 他		適 合	不 適 合			
24	624	115,414	2	4	6	2	1	1		3	3		6		
25	600	114,290		6	6	4	2				4		4		2
26	593	112,899	2	2	4		1	1		1	1		2		2
27	587	121,372	2	2	4	2					2		2		2
28	593	122,599	2		2						2		2		
29	594	124,187		1	1	1					1		1		
30	596	126,340		3	3		2	1		1			1		2
元	577	124,389	2	3	5	2	1			1	3		4		1
2	566	123,973	1	1	2		1			2			2		
3	563	123,415		3	3	1	2				1		1		2
計	5,893	1,208,878	—	25	—	12	10	3		8	17		25		2

第3章 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為事件の審査概要

本年は、新規申立を2件取り扱い、2件とも次年繰越となった。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理 番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年（不）第1号事件	3.5.31	係属中	—	—
2	栃労委令和3年（不）第2号事件	3.11.8	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	新 規 申 立 の 理 由 別 分 類								和 解	取 下	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越	
				1	2	3	1 2	1 2 3	1 3	1 3 4	1 2 3 4				2 3	救			棄
				号	号	号	号	号	号	号	号				号	済			却
24	2	2	4			1		1				3	1				4		
25		2	2					1			1							2	
26	2	1	3	1								1					1	2	
27	2		2															2	
28	2		2												1	1	2		
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1			1			1	1	3	2	
2	2	1	3		1							2		1			3		
3		2	2		2													2	
計	—	13	—	2	4	1	1	2	2		1	7	1	1	2	2	13	2	

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調（過去 10 年）

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下	
	計		救 済		棄 却									
	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
24	4	219									3	226	1	196
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
計	13	452	4	713	2	814	2	612	1	290	7	284	1	196

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調（過去 10 年新規申立て分）

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
24										2	2
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
新 規 申立計	1	1		3	1				1	6	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成 30年(不)第 3号事件	会社らが行った申立人への 作業命令、懲戒処分及び解雇 はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の 意思に基づくものともいえない等として、申立を一部却 下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確定年月日	履行勧告(※1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通知(※2) 年 月 日	備考
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	2. 9. 18	2. 11. 19	—	第 687 回公益委員会議に おいて、裁判所への通知を 行わない旨決定。

※1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※2 確定した救済命令に従わない旨の通知

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和3年（不）第1号事件

申立人	X（組合）			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	6名	
申立概要	Aは、令和2年3月から、産業廃棄物の収集および処理業を営むYに就職し、廃棄物回収車の運転者として勤務していた。 令和3年1月25日、Yは、Aに対し、同人が使用していた清掃車の傷の修理代を支払わないことを理由に、即日解雇を言い渡した。 その後、AはXに加入し、Xは、Yに対し、Aに係る上記解雇、未払い賃金等に関して、書面および口頭で数度に渡り団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。 Xは、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	杉田	労	吉成	使	糸川
審査状況	3.5.31		不当労働行為救済申立て			
	3.6.16、7.9		職員調査（申立人・被申立人）			
	3.10.27		委員調査			
	調査回数			審問回数		
終結区分					処理日数	

(2) 栃労委令和3年(不)第2号事件

申立人	X (組合)				申立時の組合員数	約70名
被申立人	Y				申立時の従業員数	16名
申 立 概 要	Aは、平成25年6月頃から、合成樹脂の成形、加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。 その後、AはXに加入し、Xは、Yに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面および口頭で数度に渡り団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。 Xは、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。					
	7 条 該 当 号	2				
請 求 内 容	・ 団交応諾					
担 当 委 員	公	橋本	労	鈴木	使	市川
審 査 状 況	3.11.8		不当労働行為救済申立て			
	3.12.14、12.27		職員調査 (申立人・被申立人)			
調 査 回 数			審 問 回 数			和 解 協 議 回 数
終 結 区 分					処 理 日 数	

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定し告示することになっている。

本年中、認定告示を行ったものはなかった。

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

（1）取扱件数

本年の取扱件数は新規受付の1件で、組合側からのあっせん申請となっており、解決で終結している。

表1 年次別取扱状況

区分	年	29	30	元	2	3
取扱件数	前年からの繰越し					
	新規受付	2	3	2	2	1
	合計	2	3	2	2	1
	うち使用者申請件数				1	
終結区分別件数	終結	解決	2	1		1
		取下げ			1	
		打切り（不調）			1	
		不開始		2	1	
		合計	2	3	2	1
	翌年へ繰越し					

（2）産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別でみると、教育、学習支援業が1件となっている。

表2 産業別取扱状況

大分類	年	29	30	元	2	3
農業、林業、漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業	1		1			
金融業、保険業	1					
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業					2	
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉		2				
教育、学習支援業		1				1
複合サービス業						
サービス業			1			
公務						
分類不能の産業						
合計		2	3	2	2	1

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、50 人～100 人未満が 1 件となっている。

表 3 企業規模別取扱状況

企業規模 \ 年	29	30	元	2	3
50 人未満	1	2		2	
50～100 人未満			1		1
100～200 人未満					
200～300 人未満					
300 人以上	1	1			
未調査			1		
合 計	2	3	2	2	1

(4) 調整事項別取扱状況

新規取扱事件の調整事項は延べ 2 件となっている。

表 4 調整事項別取扱状況

調整事項 \ 年	29	30	元	2	3
組合承認・組合活動		1	2		
協約締結、改定・効力		2			
賃金及び手当	2	2		1	2
賃金増額					
賃金体系の改定					1
一時金		1			
その他賃金に関すること	2	1		1	1
賃金以外の労働条件					
経営及び人事	1	2	5	1	
解雇・雇止め	1	1	2	1	
配置転換		1			
その他経営人事に関する こと			3		
福利厚生		1			
団交促進		1	1	1	
その他	1	2		2	
合 計	4	11	8	5	2

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数は184日である。

表5 終結所要日数別取扱状況

処理日数 \ 年	29	30	元	2	3
10日以内					
11～20日				1	
21～30日					
31～40日	1				
41～50日					
51～60日				1	
61～70日					
71～80日	1				
81日以上		1			1
合 計	2	1	0	2	1
総処理日数	110	154	—	69	184
平均日数	55	154	—	34	184

(6) 事件一覧

番号	事件番号	あっせん事項	申請者	申 請 年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん 員
				終 結 年月日				
1	令和3年 第1号 あっせん	・2020年度定期昇給の完全実施〔賃金体系の改定〕 ・過去の賃金引下げ分の計画的な回復〔その他賃金に関すること〕	労	3. 3. 9 ----- 3. 10. 1	解決	5	184	白井 松本 石塚 小林

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和3年第1号あっせん

申 請 者	労働組合	組 合 員 数 (関係組合員数)	21 名 (21 名)
業 種	教育・学習支援業	従 業 員 数	99 名
調 整 事 項	・2020年度定期昇給の完全実施 ・過去の賃金引下げ分の計画的な回復		
申請までの経過	・組合が、2020 年度春闘要求をしたが、使用者は要求には応じられない旨、回答した。その後、月 1 回の頻度で団体交渉を実施したが、お互いの主張が平行線であるため、組合が栃木県労働委員会にあっせんで申請した。		
当事者の主張	(組合側) ・毎年の定期昇給が1/2号俸という不当な賃金切下げをやめ、2020年度の定期昇給を完全実施し、過去の賃金切下げの回復（定期昇給切下げ分・基本給切下げ分）を計画的に実施することを求める。 ・使用者の経常収支差額は2017 年に黒字化し、それ以降は好調に推移し、賃金切下げは不当である。なお、給与規程に定める経営上やむを得ない事由に該当する状況ではない。 (使用者側) ・「コロナ禍で先が読めない」、「2020 年度は経営改善計画の最終年である」、「2020 年度の収支が確定していない」等の理由から、定期昇給の完全実施と過去の賃金切下げの回復には応じられない。		
調 整 状 況	3. 3. 9	申請	
	3. 4. 1	あっせん員指名	
	3. 5. 14	第1回あっせん	
	3. 6. 11	第2回あっせん	
	3. 7. 16	第3回あっせん	
	3. 8. 19	第4回あっせん	
	3. 10. 1	第5回あっせん・解決	
調 整 結 果	5回に及ぶあっせんの結果、2021 年度については4月 1 日に遡り現行給与表に基づく1号昇給を実施すること、組合及び使用者は、使用者の経営状況を勘案するとともに、労働者の労働条件の重要性を再認識し、今後とも相互の立場を尊重しながら、お互いに誠意を持って団体交渉に臨むものとする等について、労使双方が合意したため、協定書を締結し、本件争議は解決した。		
終 結 区 分	解決	処 理 日 数	184

2 個別労働関係紛争事件の概要

(1) 取扱件数

本年の取扱件数は、前年からの繰越し2件、新規受付の2件で、すべて労働者からの申請となっている。

うち2件は解決、2件は不開始で終結した。

表6 個別労働関係紛争の年次別取扱状況

区分 \ 年		29	30	元	2	3
取扱件数	前年からの繰越し	1				2
	新規受付	2	5	3	4	2
	合計	3	5	3	4	4
	うち使用者申請件数					
終結区分別 件数	終結	解決	1	1	1	2
		取下げ				
		打ち切り（不調）	1			
		不開始	1	5	2	2
		合計	3	5	3	4
	翌年へ繰越し				2	

(2) 産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別でみると、医療、福祉が2件、教育、学習支援業が1件、サービス業が1件となっている。

表7 産業別取扱状況

大分類 \ 年	29	30	元	2	3
農業、林業、漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					
製造業	1		1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業		1		1	
金融業、保険業		1			
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
医療、福祉			1	1	2
教育、学習支援業					1
複合サービス業					
サービス業	1	2	1	1	1
公務		1			
分類不能の産業					
合計	2	5	3	4	4

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、従業員数50人未満が1件、100～200人未満が1件、300人以上が2件となっている。

表8 企業規模別取扱状況

企業規模	年	29	30	元	2	3
50人未満		1	1	1	2	1
50～100人未満			1	1		
100～200人未満					1	1
200～300人未満			2			
300人以上		1	1	1	1	2
未調査						
合 計		2	5	3	4	4

(4) 調整事項別取扱状況

取扱事件の調整事項は延べ7件となっている。取扱事件1件あたりの調整事項は1.75件である。

表9 調整事項別取扱状況

調整事項	年	29	30	元	2	3
賃金及び手当		2	1		3	3
賃金減額						
退職金						1
一時金					1	1
その他賃金に関する事		2	1		2	1
賃金以外の労働条件			4		4	2
労働時間・休暇					2	1
社会保険・労働保険			1		1	1
その他労働条件に関する事			3		1	
経営及び人事		3	3	3	3	1
解雇・雇止め		1	2	1	2	1
配置転換		1				
その他経営人事に関する事		1	1	2	1	
人間関係（いじめ・嫌がらせ）			1	2	2	1
その他			1		1	
合 計		5	10	5	13	7

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数の平均は以下のとおりとなっている。本年の平均処理日数は、26 日である。

表 10 終結所要日数別取扱状況

処理日数 \ 年	29	30	元	2	3
10 日以内					
11～20 日				1	1
21～30 日	1		1		
31～40 日	1				1
41～50 日					
51～60 日					
61～70 日					
71～80 日					
81 日以上					
合 計	2	0	1	1	2
総処理日数	64	—	29	19	53
平均日数	32	—	29	19	26

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
1	令和 2 年 (個) 第 3 号 あっせん 【医療・福祉業】	・解雇に対する解決金の支払い 〔解雇・雇止め〕 有期労働契約における期間途中でのやむを得ない事由のない解雇であるとして、解決金の支払いを求めた事案。 申請者は、期間満了前に正当な理由なく解雇されたと主張し、解決金と被申請者の謝罪を求めた。 一方、被申請者は、申請者が自ら退職したため、謝罪には応じられないが、解決金は支払う用意があると述べた。 あっせん員が申請者に被申請者の意向を伝えたところ、この紛争を長引かせたくないとの意向を示し、被申請者の主張を受け入れたため、協定書を締結し、本件紛争は解決した。	労	2. 12. 21 3. 2. 26	解決	1	36	橋本 桂 川上(裕) 手塚

2	令和2年 (個) 第4号 あっせん 【サービス業】	・有給休暇未消化分の買取り 〔労働時間・休暇〕 ・離職票が遅れている理由の 説明書面の交付 〔社会保険・労働保険〕	労	2. 12. 23 ----- 3. 1. 13	不開始	—	—	—
		会社担当者の話を信じ、自分は年次有給休暇がないと思い、取得しなかったとして、有給休暇未消化分について金銭補償を求めた事案、及び離職票の送付が遅れている理由の説明を書面で求めた事案。 あっせん参加について被申請者に確認したところ、申請者が求める有給休暇の買取りには応じられないとして、参加を拒否したため、あっせんは不開始となった。						
3	令和3年 (個) 第1号 あっせん 【医療・福祉業】	・退職に関する未払い賃金及 び慰謝料の支払い 〔退職金・一時金・人間関係〕	労	3. 6. 28 ----- 3. 8. 12	解決	1	17	川上 (丈) 小松 鍋島 渡邊
		退職に関する未払い賃金及びパワハラに対する慰謝料の支払いを求めた事案。 あっせん当日、申請者は、あっせん事項に加え、退職理由の変更（自己都合から会社都合に変更）等を主張した。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて、調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し解決金を支払うこと、法令遵守及び職場環境の改善項目を入れること等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。						
4	令和3年 (個) 第2号 あっせん 【教育・学習支援業】	・未払い残業代及び休日出勤 手当の支払い 〔その他賃金に関すること〕	労	3. 12. 8 ----- 3. 12. 23	不開始	—	—	—
		業務時間外労働における未払い残業代及び休日出勤手当の支払いを求めた事案。 あっせん参加について被申請者に確認したところ、本事案については適切に対応しており、未払いはないことから、申請者が求める支払いには応じられないとして、参加を拒否したため、あっせんは不開始となった。						

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

(1) 争議行為予告通知

本年における争議行為予告通知の取扱件数は21件で、すべて中労委受付である。

なお、争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は組合本部を有するものに対し実情調査を実施している。

争議行為予告通知一覧表

番 号	通 知 者	争 議 項 目	受 付 年月日	受 付 労 委	備 考
3-1	国鉄労働組合	賃金引上げ等	3. 2. 12	中労委	
3-2	全日本建設交通一般労働組合	賃金引上げ等	3. 2. 22	中労委	
3-3	全日本建設交通一般労働組合全国 鉄道本部	賃金引上げ等	3. 2. 22	中労委	
3-4	全日本地域医療機能推進機構病院 労働組合	賃金引上げ等	3. 2. 24	中労委	
3-5	全国電力関連産業労働組合総連合	賃金引上げ等	3. 3. 1	中労委	
3-6	エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金引上げ等	3. 3. 1	中労委	
3-7	国鉄動力車労働組合総連合	賃金引上げ等	3. 2. 26	中労委	
3-8	国鉄水戸動力車労働組合	救済命令の完全履行等	3. 3. 1	中労委	
3-9	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上げ等	3. 3. 4	中労委	実情調査
3-10	日立物流労働組合	賃金引上げ等	3. 3. 4	中労委	
3-11	日本私鉄労働組合総連合会	賃金引上げ等	3. 3. 8	中労委	実情調査
3-12	郵政産業労働者ユニオン	賃金引上げ等	3. 3. 8	中労委	
3-13	国鉄水戸動力車労働組合	エルダー社員の再雇用	3. 3. 15	中労委	
3-14	全日本運輸産業労働組合連合会	夏季一時金等	3. 5. 28	中労委	実情調査
3-15	全日本地域医療機能推進機構病院 労働組合	年末一時金等	3. 9. 10	中労委	
3-16	全日本建設交通一般労働組合	年末一時金等	3. 10. 13	中労委	
3-17	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金等	2. 10. 29	中労委	実情調査
3-18	国鉄水戸動力車労働組合	救済命令の完全履行等	3. 11. 8	中労委	
3-19	日本私鉄労働組合総連合会	感染症に関わる特別休暇制度等	3. 11. 9	中労委	実情調査
3-20	全日本国立医療労働組合	賃金引上げ等	3. 11. 25	中労委	
3-21	リムジンバス労働組合	合意事項の進捗状況の提示等	3. 11. 19	中労委	

(2) 労働争議の実情調査

本年における労働争議の実情調査の取扱件数は11件であり、すべて解決で終結した。

労働争議実情調査一覧表

(公益事業)

番 号	事 件 名	業 種	従業員数 組合員数	交渉事項	調 査 開始日	争議 行為	最 終 交渉日	調 査 終結日	終結 事由
3-1	栃南通運 (株)	道路貨物 運送業	101 ----- 60	賃上げ等	3. 3. 10	無	3. 4. 13	3. 4. 14	解決
3-2	栃木県北通運 (株)	道路貨物 運送業	122 ----- 88	賃上げ等	3. 3. 10	無	3. 3. 13	3. 3. 16	解決
3-3	関東自動車 (株)	道路旅客 運送業	900 ----- 510	賃上げ等	3. 3. 15	無	3. 3. 23	3. 3. 25	解決
3-4	東武バス日光 (株)	道路旅客 運送業	43 ----- 41	賃上げ等	3. 3. 15	無	3. 3. 23	3. 3. 29	解決
3-5	栃木県北通運 (株)	道路貨物 運送業	122 ----- 88	夏季一時金 等	3. 6. 10	無	3. 6. 5	3. 6. 10	解決
3-6	芳賀通運 (株)	道路貨物 運送業	290 ----- 70	夏季一時金 等	3. 6. 10	無	3. 6. 30	3. 7. 2	解決
3-7	栃南通運 (株)	道路貨物 運送業	101 ----- 60	年末一時金 等	3. 11. 11	無	3. 11. 17	3. 11. 18	解決
3-8	栃木県北通運 (株)	道路貨物 運送業	122 ----- 88	年末一時金 等	3. 11. 11	無	3. 11. 12	3. 11. 18	解決
3-9	芳賀通運 (株)	道路貨物 運送業	290 ----- 70	年末一時金 等	3. 11. 11	無	3. 11. 12	3. 11. 18	解決
3-10	関東自動車 (株)	道路旅客 運送業	790 ----- 497	感染症発生 時における 特別休暇制 度の確立等	3. 11. 18	無	3. 11. 25	3. 11. 26	解決
3-11	東武バス日光 (株)	道路旅客 運送業	44 ----- 40	感染症発生 時における 特別休暇制 度の確立等	3. 11. 18	無	3. 11. 22	3. 11. 26	解決

第6章 労働相談

1 労働相談

令和3年の相談件数は、85件（労77件、使8件）であった。

内容別件数は111件で、うち101件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが22件と最も多く、次いで「退職」「賃金未払い」に関するものが10件ずつであった。

労働相談の状況

年・相談者別 相談内容別		30	元	2	3			備考
		計	計	計	労	使	計	
	相談実件数	142	103	124	77	8	85	
経営又は人事	①整理解雇	4		6				
	②普通解雇	14	9	13	4		4	
	③退職強要	5	1	2	2		2	
	④契約更新拒否、雇止め	8	2	6	3		3	
	⑤配置転換、出向・転籍	4	2	3				
	⑥復職		3		3		3	
	⑦懲戒解雇	4	2					
	⑧解雇以外の懲戒処分	1	4					
	⑨退職	17	13	16	9	1	10	件数2位
	⑩勤務延長、再雇用		5					
	⑪その他経営又は人事	6	5	4	4	1	5	件数5位
	小計	63	46	50	25	2	27	
賃金等	⑫賃金未払い	11	6	10	10		10	件数2位
	⑬賃金増額					1	1	
	⑭賃金減額	6	2		2		2	
	⑮一時金	1	1	2				
	⑯退職一時金	7	1	2				
	⑰解雇手当	2	2		1		1	
	⑱休業手当			4				
	⑲諸手当	5	3	4		1	1	
	⑳その他賃金	4	3	2				
	㉑年金							
	小計	36	18	24	13	2	15	
労働条件等	㉒労働契約	13	7	7	3		3	
	㉓労働時間	4	7	2	2		2	
	㉔休日・休暇	3	1	3	2		2	
	㉕年次有給休暇	3	3	7	3		3	
	㉖育児休業・介護休業							

	㉗時間外労働	4	3					
	㉘安全・衛生	3	1	2	2	1	3	
	㉙福利厚生制度		1					
	㊱社会保険	1	1	3	1		1	
	㊲労働保険	6	1	3	3		3	
	㊳その他の労働条件等	4	3	4	6	1	7	件数4位
	小計	41	28	31	22	2	24	
職場の人間関係	㊴セクハラ	1	3		1		1	
	㊵パワハラ・嫌がらせ	47	29	27	22		22	件数1位
	小計	48	32	27	23		23	
㊶その他		23	28	35	18	4	22	
相談内容別件数合計		211	152	167	101	10	111	

注)「㊶その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、あっせん等の制度関係、請負・業務委託など。

2 労働相談会

労働委員会は、個別労働紛争処理制度の利用拡大のため、10月に周知・広報活動等を全国的に行っており、栃木県労働委員会では、専門的知識を有する委員による労働相談会を実施した。

なお、今回からオンラインでの相談に対応できるようにした。

(1) 日時 令和3(2021)年10月29日(金) 13:00～19:00

30日(土) 11:00～17:00

(2) 場所 オリオンACふらざ

(3) 結果 相談件数 対面6件(相談者 7名)、オンライン0件

相談内容 退職勧奨、解雇に関する相談や賃金未払い、パワハラ・嫌がらせに関する相談が寄せられた。

発行年月 令和4(2022)年2月
編集発行者 〒320-8501
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3337
FAX 028-623-3338
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/work/koyou/roudouiinkai/gaiyou.html>
